

薬事担当(平成15年度)

平成15年度は市内に流通する医薬品、化粧品について、衛生局地域医療課(現在は医療安全課)が購入した検体の検査を行いました。

医薬品検査

かぜ薬10検体(剤形の内訳は、錠剤5、カプセル剤3、顆粒剤2)について、アセトアミノフェン(解熱鎮痛剤)、イブプロフェン(解熱消炎鎮痛剤)、塩酸メチルエフェドリン(気管支拡張・鎮咳剤)、マレイン酸クロルフェニラミン(抗ヒスタミン剤)の検査を行いました。その結果、すべて規格基準に適合していました。

化粧品検査

化粧水・クリーム類10検体について、配合が禁止されているメタノール、ホルマリン、配合に制限があるパラベン類(パラオキシ安息香酸メチル、パラオキシ安息香酸エチル、パラオキシ安息香酸プロピル、パラオキシ安息香酸イソプロピル、パラオキシ安息香酸ブチル、パラオキシ安息香酸イソブチル)の検査を行いました。その結果、いずれも適合していました。

「いわゆる健康食品」等による健康被害の原因物質の究明

ここ数年、ダイエット食品による健康被害が増加していることから、本年度も「ダイエット」、「痩身」等を標榜している健康食品20検体について、センナ、フェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、エフェドリン類、チロキシン、トリヨードチロニンの検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。